

入院に関する基準について

1 入院基本料に関する事項

● 2A 病棟

1日に13人以上の看護師が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

また、当該病棟では看護補助者を配置しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8:30～16:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- ・ 16:30～ 8:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

● 2B 病棟

1日に13人以上の看護師が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

また、当該病棟では看護補助者を配置しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8:30～16:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- ・ 16:30～ 8:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- ・ 8:30～16:30：入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- ・ 16:30～ 8:30：入院患者75人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

● P I C U

- 1日に9人以上の看護師が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は2人以内です。
 - ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は2人以内です。

● H C U

- 1日に5人以上の看護師が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
 - ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は3人以内です。

- また、当該病棟では看護補助者を配置しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
 - ・ 16:30～ 8:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

● G C U

- 1日に9人以上の看護師が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
 - ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

- また、当該病棟では看護補助者を配置しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
 - ・ 16:30～ 8:30：入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

● N I C U

- 1日に18人以上の看護師が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
 - ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は3人以内です。

- なお、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料算定病床については次のとおりです。
- ・ 8:30～16:30：看護師1人当たりの受け持ち数は2人以内です。
 - ・ 16:30～ 8:30：看護師1人当たりの受け持ち数は2人以内です。

2 入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額は以下のように定められています。

区 分		1食あたりの負担額	
①	一 般	510円	
②	市町村民税非課税の世帯に属する方等 (過去1年間の入院日数)	90日までの入院	240円
		90日以上入院	190円

3 入院期間が180日を超える入院に関する事項

病院での入院医療の必要性は低いですが、ご自身又はご家族の事情により180日を超え、長期に渡り入院している患者さんについては、入院期間が180日を超えた日以後の期間にかかる入院料を選定療養費として、2,783円（消費税別）を別途徴収いたします。

ただし、難病や重症等（予め国で定められた項目による）の患者さんについては、選定療養費制度の対象とはなりません。